

貴社のインサイダー取引防止活動を強力にサポート！

インサイダー取引確認システム IDCS

【インサイダー取引管理に関する悩み】

ガイドラインの配布や社内研修だけで
対策は十分だろうか？
できれば、株式取引は全面禁止という
ことにしたいがそうもいかない。。。



コンプライアンス
部門



役職員

他の担当者の取引先会社の株式を
買いたいんだけど、社内規約上、
問題ないのか？
もちろん、インサイダー情報なんて
持っていない(ハズだけど。。)

【インサイダー取引防止の活動項目とIDCSの適用範囲】

役職員への啓蒙活動

通知・通達
社内規約

社内研修

ポスター
掲示

ガイドライン
配布

eラーニング

役職員に対する管理や手続き

取引禁止
銘柄の公開

売買前の届出や
許可

インサイダー取引確認
システム(IDCS)の対象領域

事後の届出

㈱ファイナンシャルブレインシステムズでは、役職員の株式取引に対する各企業でのインサイダー取引防止のための管理や手続きに着目しました。

一般的な取引先の銘柄は、取引禁止銘柄として明示的に示すことを前提としています。

業務時間外の株式取引まで全面的に禁止するなどの形骸化しやすい過度に厳格なルールよりも、あえて明示することがより牽制効果を高めるとの考えにたったものです。

システムの特徴

【基本方針と留意点】

「役職員のインサイダー取引を抑止するために、自社基準に照らし合わせて、クリーンな銘柄とグレーな銘柄を、システムを使って役職員に開示する」

■会社方針を役職員に知らしめる効果

■役職員が気づかないでうっかりとインサイダー取引してしまうことを抑制する効果

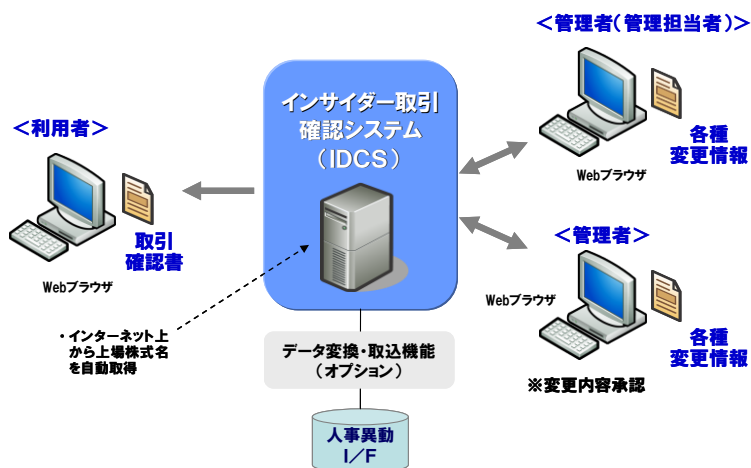
【留意点】

- ・知らしめるべき情報(銘柄)と、ごく一部のメンバーだけに留めておく極秘情報(銘柄)との切り分けは、従来どおり必要。
- ・知らしめるべき情報であっても、銘柄によってはその会社単位や役員のみ、特定部門のみといった公開範囲の制限は必要
- ・公開範囲は、子会社を含めた企業グループ単位であることが望ましい。・公開範囲を制限した情報は、人事異動時の考慮が必要。
- ・公開情報の更新は、コンプライアンス部門の担当となるが、できるだけ作業負担が掛からないような仕組みが必要。

【システムの特徴】

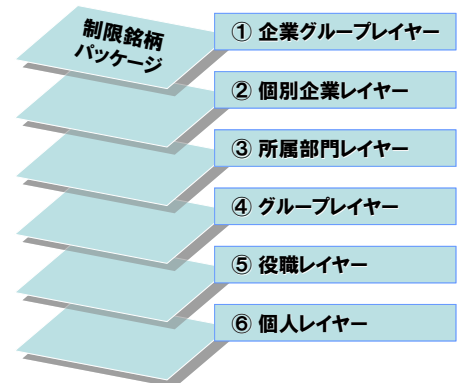
- (1) 社内Web利用により、役職員に対してすべての上場銘柄の取引制限の有無を参照可能とします。
- (2) 利用ユーザは企業グループの範囲までをカバーします。
- (3) 企業グループ全体や特定企業・特定部門といった6つの階層(レイヤー)で参照権限をコントロールできます。
これにより、こまやかな情報公開範囲の管理が行えます。
- (4) 管理者端末は、上場銘柄と適用対象部門との組合せを効率的に登録・メンテナンスが行える方式を採用しています。
- (5) 役職員の人事異動情報とも連携機能を備えており、異動先の制限銘柄を自動的に適用します。
また、異動前の制限銘柄情報を期間限定で継続適用することが可能です。
- (6) 銘柄情報(名称、上場市場、銘柄コード)は、直近情報への自動メンテナンスの機能を備えています。

システム全体図



階層的な取引制限銘柄

階層的な取引制限銘柄の管理



動作環境

●サーバー環境

Webサーバー: Apache
データベース: Oracle10g
使用言語: Java, Ruby

●クライアント環境

Webブラウザ: Internet Explorer6.0以上

価格

ご利用環境に応じてお見積りさせていただきます。
担当者までお問合せください。



株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ (略称 FBS)

営業本部 IDCS 担当

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル
TEL: 03(3507)1323 FAX: 03(3507)1331
URL: <http://www.fbsc.co.jp> E-mail: sales@fbsc.co.jp

* 本紙中の社名・製品名は商標及び登録商標です。

* カッコの内容は、予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。